

学校法人と学校法人会計基準について

○国または、地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより学校法人会計基準に従って、会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

○作成すべき計算書類は以下の通りです。(学校法人会計基準 第4条参照)

- ①資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書
- ②事業活動収支計算書
- ③貸借対照表

①資金収支計算書(同 第6条～第14条の2参照)について

- I 毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容
- II 資金収支計算書のうち、活動区分資金収支計算書については【教育活動】【施設若しくは設備の取得又は売却 その他の類する活動】【資金調達 その他の活動】の区分に分け資金収入及び資金支出の決算額を記載する
- III 上記より会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするもの
※企業会計では『キャッシュ・フロー計算書』に相当する

②事業活動収支計算書(同 第15条～第24条参照)について

- I 【教育活動】【教育外の経常的な活動】【その他の活動】に区分して経営状況並びに収支を記載する
- II 上記より当該会計年度の諸活動に対応したすべての事業活動収入と事業活動支出の均衡状態を明らかにするもの
※企業会計では『損益計算書』に相当する

③貸借対照表(同 第25条～第36条参照)

- I 当該年度末(3月末日)の財産の一覧表を表示したもの
- II 企業会計にある資本金は、学校法人会計上存在しない。代わりに基本金という項目がある
- III 基本金とは、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき資産の金額
 - i) 第1号基本金は、自己資金による土地・建物・設備等の固定資産の価額
 - ii) 第2号基本金は、新たな学校の設置及び教育充実のため将来的に取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額
 - iii) 第3号基本金は、基金として継続して保持し、運用する金銭その他資産の額

iv) 第4号基本金は、恒常的に保持すべきものとされる運転資金の額

○学校法人会計と企業会計

- I 企業会計では、株主に経営成績や財政状態の情報を提供する目的で、収益と費用を計算した損益計算書と貸借対照表が作成されます。
- II 学校法人は公共性の高い法人であり、収入の大部分が学生生徒納付金（学費）と国及び地方公共団体からの補助金で構成されています。そのため営利目的ではなく、教育活動における人材育成や研究により社会に貢献する目的達成に向けて永続的な運営が必要であり収支のバランスを保ちつつ、経営努力を続けていかなければなりません。その指標として、学校法人会計基準に則った会計処理を行い、計算書類を所轄庁に届け出ることが義務づけられています。